

令和2年度第1回野洲市総合教育会議

○日 時 令和2年7月1日

開会時刻 13時30分

閉会時刻 14時55分

○場 所 野洲市役所 第1委員会室

○出席者

□野 洲 市 市 長 山 仲 善 彰

政策調整部長 川端 美香 政策調整部次長 川尻 康治

企画調整課長 玉川 俊之

□教育委員会 教育長 西村 健

委 員 荒川 眞知子 委 員 立入 利晴

委 員 瀬古 良勝 委 員 南出 久仁子

教育部長 杉本 源造

教育部政策監（幼稚園教育担当） 赤坂 悦男

教育部次長 田中 源吾

教育部次長（学校教育担当） 井上 善之（兼学校教育課長）

教育部次長（文化財担当） 進藤 武（兼文化財保護課長）

教育部次長（幼稚園教育担当） 井狩 昭彦

学校教育課主席参事 小池 秀明

ふれあい教育相談センター所長 田中 達男

生涯学習スポーツ課長 井狩 吉孝

スポーツ施設管理室長 中川 靖

野洲文化ホール館長 小山 茂

野洲図書館長 宇都宮 香子

歴史民俗博物館長 角 建一

総務部次長 武内 佳代子（兼人事課長）

教育総務課長（事務局） 中塚 誠治

教育総務課職員（事務局） 枝 瑞紀

【田中教育部次長】 皆さん、こんにちは。教育委員会の田中でございます。

それでは、ご案内の時刻となりましたので、これより令和2年度第1回野洲市総合教育会議を開催します。

なお、議事録作成と記録のため、本日の会議は記録、録音及び写真撮影をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、市長、よろしくお願ひいたします。

【山仲市長】 皆さん、こんにちは。野洲市長の山仲です。ご多用のところ、第1回の総合教育会議を開催いたしましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。また、日頃は野洲市の教育のためにご尽力を賜りまして、心からお礼申し上げます。

この制度ですが、毎回申し上げますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、まさに第1条の4に加えられた仕組みであり、大津のいじめ事件で制度改正がされて、私が仕切るとい形になっているのは、教育委員会の閉鎖体制ではいじめ体質が改善できないというので、市民代表として市長を加えるという、かなり寛大なアイデアでこの組織が成り立っています。

ただ、せっきくの組織ですから、その経緯は踏まえつつ、この仕組みを生かしながら、野洲の教育がいい方向に向かうように、教育長、教育委員の皆さん、出席いただいている各関係部局の皆さんと議論を交わさせていただきたいと思ひます。

本日の議題は2つありまして、1つは野洲市教育大綱の見直しで、期限が来ておりますので、計画づくりの基本となる大綱の見直しなんです、見直しと言っても、どこまで大きく見直すのかも含めて、皆さん方からご意見を賜りたいと思ひています。

もう1つは、前回の時に少し話題提供いただきました教育行政の中の、いわゆる文化・スポーツを市長部局へ移管することを検討いただくということで、これも正式変更するというよりは、重なっている部分、特に文化財ですと、観光や地域振興と関わっていますし、スポーツ、生涯学習は市民活動等と関わっていることもありまして、一元化してはどうかということで。最近、幾つかの自治体、滋賀県もですが、編成になってきているので、組織を変えるというよりは、効率よく効果的に行政の取組を進めるという観点からご検討いただきたいと思ひています。

それと、教育委員の皆さん方には既に認めていただいていると思ひますが、中主小学校は大規模改修を進めておりましたが、工事の途中で内装や天井等を剥がしたところ、昭和

30年代当時の欠陥によるジャンカとか、様々な課題が出てきましたので、改めて耐力度調査をしてもらいましたら、建て替えの基準になったということで、できるだけ早くこの遅れを取り戻すということで、早速解体の設計は随契で行って、9月の議会に解体工事の工事費を出して、年度内に完全に解体をし、来年度から速やかに新しい校舎の作業をします。新しい校舎の設計についても今年度内に行って、現場での工事が来年の年度初めから始められるように進めていきたいと思っています。

それと、いい話題としては、ご案内していますように、新しく健康スポーツセンターがオープンしますので、子どもたちはもとより、市民の健康や活性に生かしていただきたいと思えます。

今日は2つのお題であります。皆さん方から積極的なご意見を頂いて、成果のある会議になることをお願いして、挨拶といたします。

それでは、1番目の議題の「野洲市教育大綱について」を、まず事務局から報告をお願いいたします。田中次長。

**【田中教育部次長】** 教育部、田中です。それでは、私のほうから野洲市教育大綱と野洲市教育振興基本計画第2期の成果と課題について簡単にご説明をさせていただきます。

まず、教育大綱につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、地方公共団体の長が定めることとされております。それを定める、または、変更しようとするときは、総合教育会議において協議するものとされており、現在の大綱につきましては、平成27年度の総合教育会議で協議され定められたものでございます。

まず、資料の2をご覧ください。この資料につきましては、野洲市教育大綱及び教育振興基本計画の位置づけを表したもので、野洲市総合計画の下、野洲市教育大綱を定め、その大綱を踏まえて野洲市教育振興基本計画を策定し、またその計画の下に各個別の計画を策定し、教育振興のための施策を進めていくことを表したものでございます。

資料1のほうをご覧ください。前文の前段は今、説明しましたように、教育大綱が本市の行政運営の基本となります野洲市総合計画に基づくものでありますことから、総合計画の中の目指すべき都市像を引用し、みんなが住みたい、住み続けたいと実感できるまちづくりのために、豊かな人間性を育むまちなど、6つの基本目標に沿ってまちづくりを進めることを掲げております。

後段につきましては、市民一人一人が知恵や力を出し合い、家庭、学校、地域などが責任と役割を果たし、連携協働しながら、安心して学べる教育環境の創出と、未来の野洲市を担う頼もしい人づくりを柱に、教育振興のまちづくりを進めることを掲げております。

教育大綱ですけれども、基本理念を、愛と輝きのある教育のまち、野洲、一人一人が大切

にされ、大人も子供も学びあう人づくり、まちづくりと掲げ、この基本理念の下、基本目標を、1「子供の育ちを支援します。家庭、地域と連携して」。そして、2ページの中ほどになりますが、2「子供の生き抜く力を育てます。学校教育を中心として」。そして、4ページの3「誰でもどこでも学び合う環境を整備します」ということで、生涯学習、生涯スポーツの観点からと定め、この大綱を基に教育振興基本計画を策定し、教育振興のまちづくりを進めているところでございます。

資料3をここで少しご覧いただきたいんですけども、この資料につきましては、教育振興基本計画第2期の施策体系をまとめたものです。大綱の基本理念、それから、今申しました3つの基本目標を受け、計画では9つの目標と、その目標に基づき、32の施策を推進することを表しております。

また、資料1のほうにお戻りいただきたいのですが、ページの中ほどからは、今申しました基本目標に基づき実施してきました各施策の第2期計画期間中における主な成果と課題を整理したものになります。

それぞれの成果と課題について、簡単に説明をさせていただきます。

まず、1「子供の育ちを支援します」の、1「子育て、子育て支援の充実」では、早寝早起き朝ご飯運動や体験学習などの取組により、基本的な生活習慣の形成や社会性の育成に成果が見られ、また、食育の取組も進めることができています。しかし、基本的な生活習慣が確立しているとはまだ言えず、偏食や孤食といった課題もあることから、引き続き家庭、保護者と連携した取組を進めていく必要があります。

2「青少年の健全育成」では、青少年育成市民会議などと情報共有を図りながら、青少年が健全に成長できるような取組を推進し、清掃活動や挨拶運動などの取組によりまして、教育的な効果を得ることもできました。また、放課後子ども教室など、子供の居場所づくりも行えたということです。

2ページをお願いします。今後も各団体と連携を深め、発達段階に応じた活動など取組を進めていく必要もありますし、スマホなどの普及によりまして、子供たちが有害な情報や犯罪に巻き込まれるような情報に触れる危険性があります。ネット、SNSによるいじめといった問題も発生していますことから、研修会の開催などを通じ、子供や保護者へ周知を行い、被害を防ぐ必要があります。

3「安心安全な教育環境づくり」では、小中学校施設保全計画に基づき、老朽化対策の優先度が高い中主小学校と野洲北中学校の大規模改修、増築工事を進めています。また、学校、園においては、避難訓練や危機管理マニュアル等の作成や点検を行いまして、危機管理体制を整備することができました。今後も計画に基づき、老朽化対策を進めるとともに、

また近年では想定外の災害なども多く発生していますので、教職員の危機対応能力の向上とか、子供たち自身の危険回避能力の育成を進めていく必要があります。

続きまして、2「子供の生き抜く力を育てます」、1「豊かな心と健やかな体の育成について」ですけれども、子供の体力向上の取組を行い、スポーツに親しむ習慣づくりや運動の機会の充実が図れ、また不登校の子供や保護者への支援について、専門職の配置による相談体制の整備、それから、関係機関との連携による支援を行うことができています。さらに今年度からは家庭訪問型学習支援も開始をいたしました。さらにいじめ問題にも学校教育支援員を配置し、市の関係機関などと連携しながら課題解決に取り組んでいるところです。しかしながら、全国体力、運動能力、運動習慣等調査から明らかになった、本市の児童・生徒ともに多くの種目の体力値が全国平均を下回っているという本市の子供たちの課題や、増加傾向にあります不登校児童・生徒への対応などに、引き続き、取り組んでいく必要があります。

3ページをお願いいたします。「確かな学力の育成」では、授業改善や家庭学習の手引きの作成と活用、ICT機器の整備と活用などを行い、学力の定着と向上に向けた取組を行いました。また、教育研究所と連携した教職員研修など、研修の充実を図り、指導力の向上も図りました。特別な教育的支援を必要とする子供たちへの支援や指導については、コーディネーターのサポート体制を整えるなど、教職員が連携しながら充実を図り、また学校と図書館の連携、学校図書の実用など、子供の読書活動の推進も行っています。しかしながら、全国学力学習調査結果から明らかになった、まとまった量の文章や資料を読むことが苦手ですとか、読書量が少ないなどという本市の子供たちの課題や、学習指導要領の改訂に伴います新しい時代に必要となる資質能力の育成、さらに特別な教育的支援を必要とする子供たちの増加への対応などに引き続き取り組んでいく必要があります。

3「特色ある学校経営」では、元気な学校づくり事業などの定着により、学校独自の取組や、子供たちが活躍できるような実践ができ、また系統的な教育活動を進める施設分離型一貫教育の推進も図りました。地域子ども教室や学童保育所の充実による子供の居場所づくりや、市独自のこども園の整備による幼保一元化の推進、幼児教育保育無償化への対応、幼児教育保育の一体的なカリキュラムの推進なども行いました。今後も地域に根差した特色ある取組への支援や、高まる学童保育や幼児教育保育ニーズへの対応と、担い手の確保、教育保育の質の向上などに引き続き取り組んでいく必要があります。

4ページをお願いします。

3「誰でもどこでも学び合う環境を整備します」の1「生涯にわたる主体的な学習の支援」では、生涯学習出前講座や生涯学習セミナーの開催による学習機会の提供ですとか、生涯

学習推進員への研修会の開催、各種講座等の情報提供などによりまして、生涯学習機会の充実を図りました。また、図書館では市民ニーズに応える資料収集を行い、相互貸借制度を利用しながら市民が必要とする資料の提供もできました。また、各種事業の実施や障害のある方への郵送貸出しを開始しました。今後も生涯学習機会の提供、啓発、普及を図っていくとともに、学習ボランティアなどの育成や各種団体の発表や交流の場の充実に取り組む必要があります。また、図書館では市民ニーズに応えるための資料の充実や、図書館を利用されていない方、市民へのPR、図書館の利用に困難を抱える市民へ配慮した取組も進める必要があります。

2の「生涯スポーツの振興」では、各団体と連携協力してセミナーや各種大会などを開催し、市民のスポーツ参加の拡充を図り、社会体育スポーツ施設では各種スポーツ教室を実施し、スポーツに親しむ機会や健康づくりの機会が提供できました。また、市スポーツ協会などと協力しながら、各種競技大会への支援を行い、競技スポーツ団体の育成と支援も行いました。さらに各種大会を招致し、ハイレベルな競技に触れ、夢と感動を実感できる大会の開催も行いました。また、この7月には野洲市健康スポーツセンターもオープンいたします。今後も各団体への支援を継続し、各種スポーツの普及を図っていく必要や、各種スポーツ教室の多様なニーズへの対応も必要となっています。また、国民スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会の開催に向けた準備も進めていく必要があります。

最後の3「文化歴史資源の保存活用」では、博物館の収蔵庫の建設により収蔵品の保存環境の改善や、永原御殿跡につきましては総合調査の実施と総合調査報告書の作成を行い、国の史跡指定を受けることができました。また、市指定の文化財の修理事業や国宝、重要文化財の総合防災工事の推進、未指定の文化財の調査と新たな指定なども行うことができました。また、歴史民俗博物館では、地域の歴史や文化に関する展覧会や講演会を開催し、企画展では大きな関心を集めることができたほか、市史、郷土史講演会などの講座を開催しまして、地域に関わる歴史学習の機会の充実を図りました。史跡永原御殿跡は保存活用計画などを作成し、公有化を進め、発掘調査と地域と連携した観光、公開活用事業などを進める必要があります。また指定文化財の保存管理についての支援や、地域で文化財を守り生かす人材の育成も必要であるということです。歴史民俗博物館では、魅力ある講座や展覧会を企画し、歴史学習の推進を図ることや、展示見学と体験施設を一体的に活用した取組を継続していく必要があるということです。ございます。

長くなりましたけれども、説明は以上です。

【山仲市長】 今の現大綱を踏まえて、その中で平成28年から今年度までやってきた取組を整理していただきました。

冒頭に申し上げたように、教育大綱の見直しですけれども、その辺りについて、今の報告を受けながら、皆様方からご意見を賜りたいと思いますのでご発言をお願いいたします。

【瀬古委員】 瀬古でございます。中身の議論に入る前に、前提となる質問をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【山仲市長】 はい、どうぞ。

【瀬古委員】 今日のもう1つの議題であります教育委員会所管の生涯学習、スポーツ・文化関係事務組織の市長部局への移管が検討されていますが、こうした分野は、今回の教育大綱やそれに基づく教育振興基本計画からは除外されることになるのかどうか1つ。2つ目は、小学校は今年度から、中学校は来年度から新しい学習指導要領のもとで授業が実施されますが、新要領では学校教育が学校の中だけに閉じたものではなく、地域や社会と強く連携を図りながら進めていくと書かれていると思いますが、これを意識する必要があるのかどうか。それから3つ目は、昨年度策定された滋賀県の教育大綱と基本計画は一体のものだと思いますが、この県の教育大綱や基本計画と整合を図る必要があるのか。この3つについて、まず見解をお聞きしたいと思います。

【山仲市長】 事務局、答えられる範囲と言いますか、担当のところからお答えください。田中次長。

【田中教育部次長】 まず1点目の事務移管に伴いまして、生涯学習やスポーツの分野がこの教育振興計画から除外されるかというご質問でございますけれども、所管が変わるということで、中身、実施施策等については、そのまま教育という観点から、教育振興計画、基本計画の中に定めていくという考え方を持っております。

それと2番目のところはちょっと学習指導要領のことですので、滋賀県の大綱、計画との整合についての質問ですが、国の教育振興基本計画を参酌して地方公共団体は定めるということになっておりまして、国の計画、大綱を参酌して滋賀県のほうで昨年度定めておられます。当然、地方公共団体、当市の社会を取り巻く状況ですとか、日本全体、オールジャパンの課題ということについて、その点について野洲市の教育振興基本計画の中にどのように反映していく、もしくは落とし込むのかというところについては考えていかなければならないと考えております。

【山仲市長】 井上次長。

【井上教育部次長】 井上です。2つ目の質問をもう一度お聞かせください。

【瀬古委員】 現行の野洲市教育大綱の期間は、平成28年度から32年度ですね。その間の平成29年度に新しい指導要領が検討されています。それで令和2年度から小学校が、中学校は来年度からそれに基づいて行われると。新しい指導要領で検討された要素が、今、検討

しようとしている教育大綱や基本計画の中に反映される必要があるかという質問です。

【山仲市長】 井上次長。

【井上教育部次長】 すみません、井上です。基本的には、学習指導要領の改定に伴って、それに見合うような形で教育大綱なり教育振興基本計画というのが、学習指導要領に沿って作られていくべきではないかなというふうには思っています。

以上です。

【瀬古委員】 1つ目の質問に対する答えは、組織は移動するが、教育大綱の柱立てとか新たな基本計画は従来通りの枠組みでという答えだったと思うのですが、教育に関する基本計画ですので、当然、教育委員会が策定後に進行管理をすると思うのですが、そうすると、生涯学習やスポーツ・文化についても教育委員会が進行管理をすることになるわけですか。

【山仲市長】 まず、さっき私は法制度のことを冒頭に言いましたけども、教育大綱と教育振興基本計画の位置づけ、これがどう変わったのか、もう一回読んでもらえますか。結論から行くと、教育大綱というのは、これは市が定めるわけであって、市長が定めるので、まず全然問題ない。具体的に教育振興基本計画の所掌をどこまでするのかなんですけども、市の中で学校教育の部分は定めて、もう1つ別の、例えばスポーツ振興計画とか文化振興計画、これは市長部局で定めるから、大綱に基づく計画という位置づけでいけると思っています。だから、教育委員会が文化とかスポーツを進行管理する必要はないし、それはできませんから。

【瀬古委員】 それなら分かるのです。例えば、滋賀県の教育大綱と振興基本計画は一体のものですが、その中には文化とかスポーツは含まれていないです。県の場合、文化スポーツ部は知事部局にあるので、当然文化の部門別計画があり、スポーツについても振興計画があるはずです。現大綱の基本目標の3つ目の柱に文化・スポーツや生涯学習があるわけです。つまり、大綱の柱を受けて基本計画が作られるので、その大綱の中に生涯学習やスポーツ・文化があれば、基本計画もそれを受けることにならないかという質問です。

【山仲市長】 意味は分かります。だから、教育振興基本計画はどういう定義にするかは教育委員会がつくるとなっているんでしょう。教育委員会がつくれる、もしくは文化・スポーツを市長部局に持ってきたらつくれるのは、教育の部分しかつけれない。大綱全てに現行通り傘をかぶせておけば、いずれにしたってスポーツも文化も計画はいりますし、場合によっては審議会もいると思っていますが、その中で大綱の傘下にある計画ということで、その場での議論には供されるけれども、教育振興基本計画の中からは除外されると私は理解しているのですが、それも含めて議論したいと思います。滋賀県の場合は外しているんでしょうが、要するに、これは良くも悪くも文科行政の中の傘下の事業なのでね。だ



から、大綱の中に入れておいていいと思っています。それと、滋賀県と市町は上下関係ではないので、滋賀県は滋賀県ということなので、準じる必要は全くないと。

【瀬古委員】 私は何も決めつけで言っているわけではなくて、その見解、考え方をはっきりさせた上で中身に入らないとまずいのではないかという意味です。だから、先ほどの国の大綱があって、それを受ける地方公共団体は県であろうが市であろうが、これは対等だということです。その根拠による考えが整理できれば、それに対してどうのこうのという話ではないと思います。これから議論をするのに、そういうことをはっきりさせた上で議論しないと、途中で何の議論をしているのか分からなくなってしまうおそれがあるのではないかとお尋ねをしているわけです。

【山仲市長】 杉本部長、どうぞ。

【杉本教育部長】 今、瀬古委員のほうから、滋賀県の教育振興基本計画からの学校教育委員会を外しているというふうに言っていたんですけど、滋賀県のほうでも柱の2と柱の3、社会全体で支え合う、子どもを育むであったり、全ての人が学び続け、共に生きるための生涯学習を振興するという形で取り込んでおります。他市、長浜市でも教育振興基本計画を取り込んで、一定、関与するという形になっております。

以上です。

【瀬古委員】 私の理解は、基本計画の中に当然、学校教育に係る文化だとか、スポーツ、これは絶対にあるわけです。それは当然、教育の中でも議論しなければならないものです。でも、本体は、例えば県の場合だと滋賀県文化振興基本方針が別途あるわけです。スポーツ推進計画もあるわけです。それは県の基本構想にぶら下がっています、知事部局所管なのでね。今、部長がおっしゃるように、仮に組織が市長部局に行ったとしても、全く生涯学習に触れられないとか、文化に触れないとか、あるいはスポーツに触れないとか、そんなことはあり得ないと思うのです。スポーツとか文化抜きで教育ができるのかという話です。だけど、やはり、主体となる計画は今回の場合だと市長部局に行くのではないかと私は思います。

【山仲市長】 だから、そういう整理でいいですよ。大綱は現行と同じような分野を含めると。教育振興基本計画は、かけた場合は学校教育に特化するけれども、別の計画の中でこの大きな傘の具体的な計画が位置付けられると、そういうことで考えていますが、それでよろしいですね。

多分2問目も学校教育が地域との連携とか社会的な連関が強まるのにどうだとおっしゃっていますが、それはやはり学校教育は学校教育として一連の体系化があるし、縛りが強いので、今おっしゃったように、スポーツとか地域の連携を入れていけばいいと思うので、

問題は起こらないと思います。

じゃ、そういう前提で、この大綱の議論をもう一回確認したいと思います。

ほかにご意見、ご質問ございますか。

ないようであれば、今日のところはここにとどめていただいて、もう一度また最後に案内があると思いますけども、9月ぐらいに2回目を開いてもらおうと思っていますので、そのときにもう一段具体的な議論とか確認をしていただくということでよろしいですね。

**【瀬古委員】** もしほかの委員の皆さんの意見がないとのことでしたら、少し中身に入る話で意見を言ってもいいですか。

この野洲市の教育大綱の前文を読むと、最後の行に、「未来の野洲市を担う頼もしい人づくりを柱に教育振興のまちづくりをします」とあります。この柱自体は非常に良いと思うのですが、基本目標にもう少し野洲市の特色が出るようなニュアンスを出せたらというのが私の意見です。例えば今の基本目標ですと、これを受けて、確かな学力の育成というのが出てきます。この確かな学力の育成をベースにしながらも、例えば防災教育に力を入れますとか、あるいはSDGsを意識した環境教育を一生懸命やりますとか、あるいはICT教育に力を入れますとか、何か少し特色を持った基本目標が掲げられないのかという感じがします。

それから、野洲市では平成26年頃から不登校の問題、不登校の児童・生徒の数が増えているということで、この会議でも議論がされました。不登校問題はいろんな要因が絡み合い、これまでも様々な取組を市としてもされてきています。この問題の解決には、学校だけではなく保護者、家庭、地域、あるいは関係する地域の関係機関との密接な連携協力が必要です。子どもたちにとっては行きたい学校、帰りたい家庭があって、そして住みたい地域があり、学校にも家庭にも地域にも居心地のいい居場所があることが必要なのではないかと思うわけです。そのことを考えると、いただいた資料の中で、この不登校問題は、基本目標の時計文字のⅡ「子供の生き抜く力を育てます」に入っていて、学校教育を中心としてという副題がついているのですが、私はこれは時計文字のⅠ「家庭・地域と連携して子供の育ちを支援します」の柱の中に入れて、不登校問題は学校だけではなく、学校、家庭、地域が密接に連携をして解決をしていく問題だという打ち出しをしてもいいのではないかと思います。大きくは変えないという大綱でも、何かしら現状を踏まえ強弱をつける必要があるのではないかというのが私の意見です。

**【山仲市長】** ありがとうございます。今のご意見で、事務局なり、あるいはほかの委員さんから何かございますか。どうぞ、教育長。

**【西村教育長】** 今、瀬古委員から不登校のお話が少し出ましたので、ちょっとご紹介

をしたいと思います。

今朝、不登校の小学生がいるおばあちゃんから電話がありまして、そのおばあちゃんは不登校支援員さんというふうな言い方をされたんですけども、その訪問があつて、すごくうれしかったという電話でした。専門的な人なので安心して話ができると。今まで学校とは連携は取っていたんやけども、学校から連絡はあつていろいろ話是可以するんやけども、こっちから学校に電話するときは誰に伝えていいのかという不安とかがあると。それから、学校にとってひょっとしてお荷物のように受け取られているのと違うかという不安を持ちながら電話をしていたんやというふうなお話があつたんですけども、こうした専門的な人が来てくれて、安心してこれからいろいろ相談ができます、ありがとうございましたという電話がありました。

それから、今、瀬古委員からあつたように、家庭教育、地域教育という部分が、私はこの大綱の中では少し弱いのかなと、今までの部分は弱かったのかなというふうに思っています。それは学校がずっと休校が長引いていて、今インターネットを使ったタブレットで勉強をさせるということをしきりに言われていて、国が一気にお金を出してやっていますけども、知的な教育はできると思いますが、例えば人間関係を学ぶとか、非認知能力、我慢するとか、あるいは挑戦するとか、自分の気持ちをコントロールする力とか、こういう力は人との関わりの中でしか学べないので、そういうことを学ぶ場としてももちろん学校がありますけども、学校以外にやっぱり地域・家庭という部分が、家庭は少子化の中でそこが弱くなっているんで、地域がそこを代わってできるような居場所づくり、1ページ目にも書いていますが、この辺をもっと推し進めていく必要があるのかなと思っています。例えば最近夏とかというたら、休み中はみんな家にこもってゲームをしたりとかですが、例えばコミセンに行ったら誰かと遊べる、そこに行ったら何か面白いことができるというものがあれば、子どもが小さいときからそこへ慣れ親しむと愛着というのがもっと生まれるし、そこで人間関係を学ぶということが大きくできるのかなと。そういう意味では、遊んだりいろいろできる場としての地域教育の部分をもう少し出していけたらというふうに思っています。

以上です。

**【瀬古委員】** おっしゃるとおりだと思うのです。それを現場の場面ではいろんな施策でやろうとしておられる、それは私もよく分かっているつもりです。しかし、それを大綱なり基本計画の中で、全体としてこの家庭と地域と学校が一体となって、こういう課題にも取り組み、教育を推進していく姿勢みたいなものが出て来ても良いんじゃないかと思うのです。

**【山仲市長】** 一応確認なんですけど、さっきのご提案は、大綱の前文というか、大綱のと

ころの最後にICT教育とか不登校を入れたらどうかというのではないんですね。

【瀬古委員】 ではない。

【山仲市長】 これはこれでいいんですね。

【瀬古委員】 基本目標に。

【山仲市長】 基本目標の中に入れるということですか。

【瀬古委員】 現行の基本目標では学力の部分は、確かな学力の育成が柱になっています。それはベースとしては当然そうだと思うのですが、その中でも何か少し基本目標の中に特色が出せないかなと思います。前文ではなく。

【山仲市長】 ではなく。まさにおっしゃっているのは目標のところだから、基本目標なので、小目標までは入っていると。

それともう1つ、今のちょっと議論が分からないんですけど、1が家庭・地域、2が学校が責任を持つ部分となっているので。だから、今の話だったら、何か教育長も2のところに地域を入れるというんですけど、この1が家庭・地域なわけなのでね。だから、この体系をどうするかは別やけども、今の現体系の中にも、学校教育を主にして地域になっているのと違って、1はまさに家庭・地域がまず基本になっているという構成になっているので、これはこれでいいんじゃないんですかね。家庭・地域と大きな大海の中に学校という存在があるというこの位置づけで。ちょっと今の教育長のは何か誤解があるのと違いますか。1番目は家庭・地域ですから。

【瀬古委員】 私が言っているのは、不登校という課題が、Ⅱの学校教育を中心としてに入っていると。それをむしろⅠの家庭・地域と連携してという柱立てに入っているほうが望ましいのではないかと。

【山仲市長】 家庭・地域に学校を入れてしまうほうがいいということですかね。

【瀬古委員】 いや、家庭・地域と連携してということは、まず学校ありきで、意味合いとしては学校が先にあって、家庭・地域とも連携してみたいなことなのだけど、むしろ家庭・地域の学校との比重をもう少し上げるような表現ができたと思います。これまでも当然、家庭・地域と連携してということですから、入ってないことはないです。入っています。

【山仲市長】 もう一回考え方を整理しますと、家庭・地域が子どもたちを育てる。これは当然です。ただ、子どもたちの成長の責任、特に学力とか体力は学校教育が責任を持つという考え方になると。私はこの連携が若干気になっているんです。やめるという意味ではなく、家庭・地域が主体的と位置づけるのか、やはり教育においては学校教育という大きな柱があって、そのサイドから家庭・地域に及ぼしていくと考えるのかの違いなので、そこは今後、議論していってもらったらいと思います。この時の考え方は、学校教育が大

きな責任を持ちましょうと。だから、家庭・地域も当然大きな要因だけど、連携という言葉なので、連携ということはちょっと第三者的な位置づけになるので。今回の議論では、ここを学校・地域が主体になって、今度はもう少し事務的に議論したらいいかなと思うので、そこは大きな議論だと私も思います。

【瀬古委員】 私もここで結論を得たいとか、そんな話じゃなくて、先ほど申し上げた新学習指導要領の書き方も、先程も言いましたが、学校に閉じた話ではなくて、広く外に向かって連携するという姿勢に立っているのです、その指導要領も意識していますかと、こういう話をしているので、そういうことを踏まえて議論していただけたらと思います。

【山仲市長】 今申し上げた、本来学校教育をどう位置づけるのか、その問題にも関わるので、随分昔と比べると学校教育の頼りがいというか、影響力が衰えているので、昔はもっとバックボーンとして位置づけられたけれども、学校教育だけでは十分じゃないと。特におっしゃった不登校とかいじめとか、そういった社会事情まではなかなか及べない。ということからすると、連携よりはまず家庭・地域がもっと主体的に取り組まないといけないという考えをここで打ち出すというのはあると思いますけどね。そこはちょっと今後の議論に委ねましょうか。

ほかにご意見はありますか。どうぞ、荒川委員。

【荒川委員】 教育大綱を大きく変えるということではないということですが、やはり今回も新型コロナウイルス感染症のことから、休校があったりして、野洲市として目指す子どもの姿が変わってきているのではないかなと私は感じているのです。自立した子どもというか、自分で考えて自立していかないと、これからは生きていけないのではないかと、第2の目標のところ、生き抜く力と書いてありますが、その中には自分で考えて自分でやっていくという自立した力をどんどんつけていかないといけないのではないかなというふうに、今回のことで思いました。そのことについて、何かもう少し盛り込めないかなということを考えています。学校教育を中心としてやっていくことですが、例えば休校の間、家庭学習がほとんどでした。でも、家庭基盤の弱いところはどうしても生活習慣が乱れたりしていきます。でも、自分でそれを乗り越えていく、生き抜く力を育てていくことを重点目標にしてほしいと私は思っています。

もう1つは、高齢化社会になっております。私の家の周りを見ましても、生涯学習の中で自分たちから進んでいろんなことを学習しようという意欲を持っておられる方が多いなと思います。そういったことを思えば、市民の姿も変わってきている、目指す市民の姿としては、生きがいを持って豊かに生きていける、そのための生涯学習を進めていくんだということで、何かこの3番目の「学び合う環境を整備します」というところで、少しまち

づくりと合わせながら、内容を深めていけたらいいなと思っています。世の中が少しずつ変わってきている中で、目指す子どもの姿とか市民の姿、最終的には豊かなこのまちづくり、目指すべき都市像に近づいていくような教育大綱であってほしいと願っております。

以上です。

【山仲市長】 ありがとうございます。

【瀬古委員】 今の荒川さんのご意見に関係してですが、ここをどう変えるかということは検討してもらったら良いのですが、今、荒川さんがおっしゃったように、すごく人生が長くなってきているわけです。人生100年時代と言われる。そういうことを見据えて、みんなが学び合うという心をずっと持ち続けると。今おっしゃったように、例えば人生100年時代を豊かに生きると。今、言葉はまとまっていますが、何か「誰でもどこでも学び合う環境を整備します」ということじゃなくて、もう少しここを主体的な表現にしたらどうかと私も思います。

【山仲市長】 じゃ、今のご意見、次、このまま全く同じものにする予定はないはずですから、特に目標の部分で少しご意見を踏まえて提案を考えることといたします。

南出委員。

【南出委員】 南出です。私は保護者という立場なので、実際、小学校とか中学校に足を運ぶことが多いので感じることもなんですけれども、今やはり、学校というところが閉鎖された場所ではなくて、もっと開かれた場所、学校内のことは学校の先生方が全て行うというわけではなくて、もっとできる人ができることをやればいいんじゃないか、地域の方がもっと参加していくべきじゃないかと思っています。私は保護者だからできることは何かというのを、実際今回のコロナを通じて感じたので、学校が終わったらアルコール消毒されるのですが、それは別に先生方がしなければならないものでもなければ、必ず授業を受けた子どもの保護者がやらなければいけないものでもないと思うのです。それは地域でできる者がしていることではないかなと感じたので、実際、他の保護者の方に声をかけて、今、毎日アルコール消毒をしに学校に行っています。どれだけ影響があるとか、どれだけ学校の先生方にお役に立てているかは分からないんですけど、アルコール消毒をしているだけではなくて、そこで、先ほど申し上げた開かれた場所であるべきという、セキュリティーの問題もあるとは思いますが、放課後に普通に地域の者が学校に入ってきて清掃をしている。その姿を部活をしている子どもたちが見ている。すごく元気な声で挨拶をしてくれたり、ありがとうございますというお礼を言ってくれたり、それを欲しいわけではないんですけど、そういう環境というか、空間というのは、決してマイナスではないんだというのを参加している保護者達は感じています。先ほどもおっしゃった、学校、地域、家庭と

いうのを、その並びというのはどういうものが果たして正しいのかは分かりませんが、必ず学校があって、地域や保護者、家庭があるのではなくて、横並びで、学校ですべきこと、先ほども学力とか体力とか、子どものケアとか、そういうところに関しては必ず保護者ではできない部分があります。そこはもちろん先生方にお任せしないとイケない部分だと思いますが、それ以外のことは他の方で補っていくのが、学校の体制として今の時代はありなのかなと私は感じています。だから、実際私たちがどれだけのことができるか分からないですけど、こういう働きはこれからもやっていきたいと思っていますし、教育大綱、理念、目標の中で表現していただけたらありがたいなと思っています。

以上です。

**【山仲市長】** 先ほどとも関係していますが、1は地域・家庭から、2は学校からなんですが、学校の中で閉じこもらない。今も学校・園も自由にやってもらっていますけど、委員にやってもらっている活動で、もう少し学校から地域への流れも、この目標の2の中に盛り込めるような方向でちょっと検討してもらいますし、地域のほうはもう少し学校へという、その方向で。

どうぞ、立入委員。

**【立入委員】** 立入です。「子供の生き抜く力を育てます」というところで、3番、「特色ある学校経営」というところですけども、野洲市は園児・生徒を合わせて約6,000人から7,000人ぐらいだと思うのですが、非常にコンパクトにまとまった教育環境だと思っています。ですから、この系統的な教育活動という、いわゆる施設分離型だけでも一貫教育の推進を図っていると、ここに記載がしてあります。これが野洲市の教育の特徴、特色とすれば、これは非常にいい特色だと思います。これを全面に押し出すような大綱、もう少し強めの表現があればいいのかなと思っています。

以上です。

**【山仲市長】** ありがとうございます。じゃ、その辺りのご意見を踏まえながら、皆さん方にご議論いただけるように準備をしていただきます。

では、大体時間もそうですし、ご意見も出尽くしたようなので、今日頂いたご意見をもう一度取り込んだ形で見直しの案を調整して、次回ご議論いただくことにいたします。

それでは、次の議題ですけども、文化スポーツなど、教育委員会が所管する事務の市長部局への移管についてを議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

**【田中教育部次長】** 教育委員会、田中です。それでは、市長部局と教育委員会の所掌事務案について説明をさせていただきます。

資料の4をお願いいたします。1ページからお願いいたします。

この資料につきましては、文化やスポーツなど教育委員会が所管する事務の市長部局への移管につきまして、教育委員会内の所属ごとに移管の対象となる事務を所掌しているか移管対象となる事務や施設の場合については、移管するかどうかの方針とその根拠などを検討し、また、移管についてのメリット、デメリット等についてまとめたものとなっております。

まず教育総務課、学校教育課につきましては、それぞれ教育委員会、または学校教育に関する事務を行っていることから移管の対象外とするものです。また、ふれあい教育相談センターにつきましては、学校教育と切り離せない不登校児童・生徒の対応などを行っていることから、教育委員会内に置くことで、学校や関係機関との連携がしやすいことから、移管の対象外とします。

また、2ページの教育研究所につきましても、教育に関する研究や教育関係職員の研修など、教育の振興に資することを目的とした業務を行っていることから、移管の対象外とします。

こども課の幼稚園に関する事務につきましては、妊娠出産から幼児期の教育保育、学校教育期の学童保育などに至るまでの一貫した子育て支援施策を推進するために、現在も市長部局の職員を教育委員会の職員として併任することによりまして、市長部局の健康福祉部で事務を行っていることから、学校保健担当事務の幼稚園保健に関する事務、それから、幼稚園教育担当に係る事務を事務委任として市長部局で執行することにします。

3ページの生涯学習スポーツ課についてですけれども、学校教育と関連する事務と関連のない事務が混在していますことから、学校教育と関連の深い地域教育協議会とPTA連絡協議会事務局機能は事務移管をせず、文化振興、スポーツ、学校体育施設開放、生涯学習、青少年健全育成に関する事務については事務移管をして、それぞれ市長部局で市民活動や協働、まちづくり、子どもや福祉といった部局と連携を取って施策を行えるよう、今後、市長部局での位置づけを検討していくこととします。

4ページのスポーツ施設管理室、それから、5ページの総合体育館、野洲市市民グラウンド、6ページの野洲市中主B&G海洋センターについては、方針の根拠にもありますように、スポーツは競技種目に限らず、健康の維持増進を図るものや子供たちの遊びの要素を含んだ体を動かす活動など、様々なスタイルで多くの市民が行っています。スポーツは競技力の向上や市民の健康増進にとどまらず、青少年の健全育成や地域社会の活性化、市民のコミュニケーションの場として意義がありますので、市長部局の既存施策との連携を視野に入れて取り組むことで、スポーツを通じ、市民が幸福で活力ある生活を営める地域社会の



実現に寄与することから、これらの施設については事務移管をし、生涯学習、文化スポーツに係る施策をまちづくりと一体的に推進していけるように、こちらも市長部局での位置づけについて検討を行っていきたいと思っています。

7ページのなかよし交流館につきましては、なかよし交流館条例第1条で、発達障害をはじめとする障害を有する者の心安らぐ場所を提供するため設置すると記述されていまして、その設置目的がスポーツに関することだけを行う施設ではないということです。市長部局へ移管することで、障害者福祉施策とより一体的な展開が図れる、期待できるということで、事務移管とします。

7ページの文化財保護課及び各史跡公園等につきましては、観光、まちづくりの部局との連携がより容易になり、文化財保護施策の計画策定及び推進、文化財の活用などを効果的に行うことができ、市民サービスの向上が期待されることから、事務移管とします。

また、8ページの歴史民俗博物館についても、まちおこしや野洲市の魅力発信を行う中で、歴史をテーマとしたまちづくりを推進していく場合に、観光や産業振興といった施策を担う市長部局で、総合的、一体的に所管することで、効果的な文化財や歴史資料の活用を図ることができることから、事務移管とします。

次の学校給食センターにつきましては、学校教育に係る事務、業務ですので、所管の移管の対象外です。

9ページの野洲市文化ホールにつきましては、法改正によりということもありますけれども、他府県からの来館者も多い施設であり、市の産業、観光振興の部局との連携を図り、新たな視点で様々な主体との連携による事業展開が図れることから、事務移管とします。

野洲図書館につきましては、市民協働や福祉部局との連携、情報共有が大きくなる可能性があるものの、現段階で移管する具体的なメリットが特になく、それと、移管すると学校教育との連携、情報共有が弱くなることから、移管の対象外と整理しています。

資料の1枚目の表に戻っていただきまして、この表が今、説明をさせていただきました、移管、移管対象外の事務、施設などを一覧にまとめたものになります。この表の真ん中あたりですけれども、青塗りになっているところですが、教育委員会内の教育総務課、学校教育課につきましては、生涯学習スポーツ課の移管対象外の事務も含めて、組織の改編、事務分掌の整理を検討していきたいというふうにご検討しております。

説明は以上です。

【山仲市長】 ありがとうございます。これについては、取っかかりの議論は前回少しやっていたと思いますが、具体的に事務を整理してこういう案になっています。いかにも学校教育の機能が少なく見えていますが、先ほど立入委員にも言っていたよう

に、全ての子供たちの様々な課題をきちっとフォローしてあげないといけないということからすると、今よりは学校教育をきちっと充実するという機能に特化して、そこに人的、財源的な支援を強化するという観点と、冒頭申し上げたように、重なっている機能は整理するということでの案ではありますが、これも結論ではありませんので今の案を踏まえて、皆さん方からご意見を頂きたいと思います。

どうぞ、瀬古さん。

**【瀬古委員】** 前回の議論を踏まえて、事務移管に伴うメリットとデメリットを精査していただいたということですね。その結果が概ね全体として総合的に推進できるとか、一貫した展開が図れるという評価なのですが、私は2つの点にちょっと危惧します。

その1つは、立入委員がおっしゃられたように、幼児教育から小学校へのシームレス接続という点です。例えば、中主学区では幼小中の一貫教育を打ち出して、一生懸命取り組んでおられます。この移管によって、それに水を差すというか、こども課と学校教育課との連携が弱くなるのではないかと危惧するところです。

2つ目は、生涯学習です。生涯学習は、資料にも書かれているように、多岐にわたる活動が含まれ、生涯学習推進計画でも、行政と市民、団体、学校等が共通理解のもとに連携協働することによって効果的な推進を図ると書かれています。事務の所管課が市長部局に移ったとしても、学校教育と密接な関係は残るわけです。だから、教育委員会は市長部局にできる、生涯学習スポーツ課と唯一残る学校教育課のどの担当で連携の窓口を行うのかという課題はあるという感じはします。

それと、確認をしておきますが、もし移管がこのとおりにされると、来年度から教育委員会で幼児教育、生涯学習、スポーツ・文化に関する審議事項、協議事項、報告事項はなくなると考えてよいのかということを確認しておきます。

以上、3つです。

**【山仲市長】** 事務局、答えていただけますか。杉本部長。

**【杉本教育部長】** 移管されましたら教育委員会ではなくなりますので、いわゆる議決事項というものはなくなっていくと思います。ただ、全く学校教育と関係がないことはないもので、報告事項としてご了承いただくという形になるのではないかと今、思っております。

**【山仲市長】** 補っておきますと、幼児教育は今、幼稚園だけというより、むしろ保育園でやっている。昔の保育園は、ご承知のように、就労支援に対してだったんですけど、今はもう教育が入っているので、野洲市はそれを踏まえて、こども園、新しい施設もやっているわけなので。だから、保育のほうは省庁でいえば厚労省ですし、流れも福祉なので、そこは今は一つのまちでやっているの、連携したらいいわけであって、どちらに持って行って

も課題が残るんですね。それと、あと学童保育も文科省は責任を持たないので、これも福祉サイドで動かしていくと。そうすると、就学前はもう福祉の方に一元化してもいいし、学童は当初から市長部局で持っているということから考えると、この在り方でそんなに問題はないと。現に中主でもあやめ保育園に行っている子は、学校に行くまでは保育園で過ごしていますし。ということで、現に今は問題ないと思います。あと、スポーツ、いわゆる中体連は学校教育の枠の中でしか動いていません。ですから、今、全国中学校駅伝をやっていますけども、生涯学習スポーツ課は一切関与していなくて、学校教育課が担当しているんです。ということからしても、さっきおっしゃったように、学校の中での様々な活動、スポーツ、これも学校教育の中での教育委員会業務でいけますので、その辺り、完全にきちっと切れるということはないけども、この案で今の懸念はそんなに深刻な問題ではないのかなと思います。

【西村教育長】 3ページに生涯学習スポーツ課からの事務移管のことが書いているんですけども、その中で、その真ん中の行というんですか、青地のやつですけども、地域教育協議会と、それから、市P連の事務局機能というのは残っていくと書いていますが、もし教育委員会に残るとしたら、事務としてはこうだと思んですけども、さっき言いました家庭教育支援とか、あるいは地域の子どもの居場所づくりとか、そういう部分は結構学校との絡みが強いと思います。だから、学校教育課が担当するとしたら、その部分の支援体制の充実というか、その辺はさらに図っていかないとあかんかなと思っています。

以上です。

【山仲市長】 ほかにご意見ございますか。

【荒川委員】 少しイメージができなくて申し訳ないんですけども、移管していくということは頭の中で理解できます。スポーツはこれからの高齢化時代にとって本当に必要な分野です。学校体育だけでなく、学校を卒業してからも生涯学習の中の一つとして、また健康づくりとしてスポーツを市長部局へ持っていくというのはまた違った意味でいいのではないかと思いますし、生涯学習や文化につきましても、生きがいを持ってやろうとしておられる方々の豊かな人生づくりになりますし、形が変わって違った部局で進められるのはとてもいいことで、最終的には本当に豊かなまちづくりにつながっていくんだろうというふうに期待しています。ただ、この移管したことによって、メリットとかデメリットを挙げておいてくださるんですけども、これは市民の皆様にとっては目に見えてこないもので、それが移管したからこんな内容が変わってきたとか、こんなこともできるんだということが、市民の皆様にも分かるように進んでいけるといいなと思います。

もう1つは、学校教育が教育委員会の中で大きく占めることにより、学校教育に専念でき

るということはいいことだと思いますが、何度も出ていますように、地域の人の力を借りながらというか、連携を取りながら、関係機関ともつなぎながら子どもを育てようという中で、やはりその辺で連携が薄れていかないかなと心配します。できるだけそういうことがスムーズにつながられるようなシステムづくりをしていただけると、これからのまちづくりとしては期待ができるんじゃないかなというふうに思っております。

【山仲市長】 これも今さら言うまでもなく、戦後の教育システムが残ってしまっていて、アメリカのシステムでしょう。教育負担金とか教育税をもらって、学校教育と、いわゆる社会教育を独自財源でやると。だから、今、姉妹提携を結んでいるミシガンのクリントン・タウンシップなんかはまだその制度が残っていますから、図書館とかそんなものが全部、別の税で賄っていますからね。日本はもうすぐに形骸化されて、単に役割分担だけが残ってしまっているわけで、税はもう一本ですから、あえて一般の財源を教育委員会予算に振り分けているだけのことでね。本来は市民が教育のために、学校とか図書館のために別途、税を負担して、教育委員さんが全て決めてやるというシステムが前提で戦後つくられているんですよ。でも、ちょっとだけ実現されただけで、あとはもう全く形骸化しているので、おそらくデメリットとして起こらないと思うんですね。市民サービスとしてやられているわけです。ですから、市民への受益の部分は、メリットは幾つか出てくると思うので、それはもう少し明らかにということになっております。

ほかにご議論ございますかね。立入委員。

【立入委員】 9ページの歴史民俗博物館事務移管というところですが、この市内における資料とか調査、研究、展示、利用、それから講習会、研修会等に関しては、野洲市の特色ある文化と考えるべきで、関係機関との連絡とか事務調整については事務委任でもいいのかなと思いますが、このメリット、デメリットという評価で、デメリットというのが、文化財の専門職の数が減るとか、あるいは普及活動、文化財の保護活動が減るということは、これは野洲市にとっては大きなデメリットでもあろうかと思えますし、やはり野洲市の市民にとっては、歴史そのものですし、これは事務全体の移管よりも観光振興という面だけをとるのであれば、そのところは事務委任でいいのかなと思いますが、あとは教育委員会に残しておくべきかと思えます。

【山仲市長】 今言っていたけど、この資料はデメリットで書いてあるけど、デメリットになるんですかね。一般的には、大学もそうですし、高等学術は教育委員会マターではないのでね。国もそうだし、一般的に自治体でも大学を設置している自治体は、これは教育委員会が大学とか。それと、政令市とか大都市は大学を持っているところはありますけど、公立大学を。教育委員会は一切やっていませんからね、研究会は。ちょっとこの認識は

どうかなと思うんですけどね。だから、文化財とかは学校教育博物館とは違うので、博物館というのは高等学術研究と、その市民への反映の生涯学習のための機関ですから、それこそ教育委員会にあるほうが、むしろ不自然なぐらいかなと思っているので、ちょっとこの今のデメリットの説明をしてもらえますか。

【角歴史民俗博物館長】 歴史民俗博物館の角と申します。デメリットのところに書かせていただいたのは、事務移管先のどのような組織の中に組み込まれるかによっては、このようなことがあるかもしれないということです。例えば、商工観光課と同じになるのであれば、こういう懸念もあるかもしれないですが、教育委員会として今あるところがそのまま市長部局に移るということであれば、デメリットは考えておりません。

【山仲市長】 いや、野洲市で出てきた銅鐸を誰も戻してこれなかったのを、私になってすぐに、戻そうやないかという、結果的には移管先の東京国立博物館と交渉したら移してくれましたけどね。あれは教育委員会でできませんでしたのでね。だから、商工観光課の中に入るとか、全然そういうことじゃなしに、市民文化部にするのかということなので、当然、独立した、今までもよりもむしろ機能が発揮できるのではないかなと思います。教育委員会は学校教育が主体の中での教育委員会なので。多分、担当課長、担当者の懸念がここへ出ているんだと思います。

【立入委員】 あくまでも個人的な考えですけども、何か予算措置があって、変革したときに、主にこういうところが最初に削られるような感じがします。

【山仲市長】 それは逆なんです。

【立入委員】 そうであればいいんですけどもね。

【山仲市長】 今までは教育委員会にあったから、学校教育に仕方がないから予算が取られて、おこぼれが文化とかに行っていた状態ですから、1つの柱になるので、むしろ財政的にも自立ができると思いますけどね。

【立入委員】 先ほども市長さんがおっしゃったように、これはあくまでもここの、これを記載した者の単なる懸念であると、懸念に過ぎないということですね。

【南出委員】 こども課の一部事務移管に関してなんですけれども、メリットをいろいろ書いていただいている、そうなんだろうというのは分かるんですけど、保護者として、単純に、例えばこの幼稚園に入って、入ったと同時に、転校や受験をしない限りそのまま次、この小学校に行きます、次はこの中学校に行きますというふうに、中学校を卒業するまではその町に住んでいて、子どもも保護者もそういう、例えば幼稚園からだ12年間というのはこういうふうに過ごしていくというのが、家庭では考えられているのが事実なので、そこに対して、今までと変わらずしていただけたらありがたいなとは感じています。

ここで急に幼稚園から小学校でパンッと切れるわけではなくて、それぞれのご家庭はもう中学校を卒業するまでを踏まえて幼稚園に入られたときに考えられているということは、ちょっと頭に入れていただきたいなどは思っております。

以上です。

【山仲市長】 今、現に福祉部門のこども課で幼稚園も保育園も持っていますからね。教育委員会は実際、運営してないんです。だから、全然問題ないと思います。かえって素直な形になると思います。

【南出委員】 はい。

【山仲市長】 そうしましたら、概ねご意見いただいて、ご了解いただいたということで。次回もう一度議論ですね。今、ご心配いただいているところについては、次回の資料でもう少し整理をしてご提示いただいて、一層の具体化に進めたいと思っております。

それでは、今日予定していました議題はこれで全て終わりましたので、第1回の会議を終えさせていただきます。皆さん方、ご意見をたくさんいただき、ありがとうございました。

【田中教育部次長】 長時間にわたりまして、貴重なご意見を頂きありがとうございます。

次回の開催につきましては、9月30日の開催となります。また、本日の会議は会議録作成後、市のホームページにおいて公表させていただきますので、ご了解をお願いいたします。

以上で、第1回総合教育会議を終わりたいと思います。ありがとうございました。

— 了 —